平成28年度から実施される主な税制改正

1. 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の見直し

仮特別徴収税額の算定方法の見直し(仮特別徴収税額の平準化)

仮徴収税額(4月・6月・8月)と本徴収税額(10月・12月・2月)の差が緩和されます。

	現行(平成28年8月まで)	改正後(平成28年10月以降)		
仮徴収税額 (4月·6月·8月)	前年度分の本徴収税額の1/3 (前年度2月分と同額)	前年度分の年税額の約1/6		
本徴収税額 (10月·12月·2月)	(年税額-仮徴収税額)の1/3	(年税額一仮徴収税額)の1/3		

適用時期 平成28年10月1日以降に実施する特別徴収から

市外転出・税額更正の場合の特別徴収(年金引き落とし)の継続

これまで公的年金からの特別徴収が中止となっていた次の場合も、

- 一定の要件のもとで特別徴収が継続されることになります。
- ▶年間の税額に変更があった場合
- ▷市外へ転出した場合

適用時期 平成28年10月1日以降に実施する特別徴収から

2. ふるさと納税制度に関する改正

個人住民税の寄附金税額控除の拡大(限度額の引き上げ)

基本控除額に加算される特別控除額の上限が、個人住民税の所得割額(調整控除後の所得割額)の2割に拡大

	住民税適用課税年度	特別控除額の上限		
現行	平成21年度~ 27年度	所得割額の1割		
改正後	平成28年度~	所得割額の2割		

適用期間 平成28年度以降の個人住民税から(平成27年中にふるさと納税をした寄附金から適用)

ふるさと納税に係る特別控除額の算定方法の改正

所得税の最高税率が40%から45%へ引き上げられたことに伴い、寄附金税額控除に係る特例控除額の 算定に用いる所得税額の限界税率が変更になります。

	住民税適用課税年度	ふるさと寄附金に係る特例控除額の計算方法		
現行	平成26年度~ 27年度	(寄附金額-2,000万円)×【90%-(0~40% (所得税の限界税率)× 1.021)】×特例控除割合		
改正後	平成28年度~	(寄附金額-2,000万円)×【90%-(0~45% (所得税の限界税率)× 1.021)】×特例控除割合		

ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設

平成27年4月以降に行ったふるさと納税で、次の要件に該当する人は所得税の確定申告を行わなくても寄附金税額控除を受けられるようになります。 ▷平成27年1月~3月にふるさと納税をしていない

▷納税先の自治体数が5団体以内(5団体以内での複数回の寄附は適用可) ▷確定申告や住民税申告の必要がない

ご注意ください!

ワンストップ特例の申請 後、確定申告などを行うと、 市・県民税での寄附金税額 控除が受けられなくなる場 合があります。

3. 公的年金等に係る所得税の確定申告不要制度の改正

平成27年分の確定申告から、外国の法令に基づく保険または共済に関する制度で、 国民年金法、厚生年金法、公務員等の共済組合法に類する年金の支払いを受ける人は、 公的年金等に係る所得税の確定申告不要制度の適用ができなくなります。



4. 個人住民税における住宅ローン控除の延長

消費税の増税延期に伴い、住民税における住宅 借入金等特別控除について、居住開始年月日の適 用期限が延長されます。

	現行	改正後
居住開始年月日	平成 29 年 12 月 31 日まで	平成31年 6月30日まで

原動機付自転車、二輪車および小型特殊自動車

	車 種	平成27年度税額(現行)	平成28年度以降(改正後)税額
原動機付自転車	総排気量 50cc 以下	1,000円	2,000円
	総排気量 50cc 超 90cc 以下	1,200円	2,000円
	総排気量 90cc 超 125cc 以下	1,600円	2,400 円
	ミニカー	2,500円	3,700 円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400 円
	その他	4,700円	5,900 円
二輪の軽自動車(総排気量 125cc 超 250cc 以下)		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車(総排気量 250cc 超)		4,000円	6,000円
ボートトレーラー		2,400円	3,600円

三輪および四輪以上の軽自動車

車種		税の額			
		平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両			
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
	乗用	自家用	7,200 円	10,800円	12,900円
四季171 に		営業用	5,500 円	6,900 円	8,200円
四輪以上	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

- ※最初の新規検査は、自動車検査証の「初度検査年月」欄に記載されています。
- ※初度検査年月の「月」が不明の場合は、記載されている年の12月とします。

●三輪および四輪軽自動車のグリーン化特例(平成 28 年度課税のみ)

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに、最初の新規検査を受けた三輪および四輪軽自動車で下表に該当するものについて、その燃費性能に応じたグリーン化特例(軽減税率)が導入されます。

			税額					
車種			標準	電気軽自動車 天然ガス軽自動車	ガソリン車・ハイブリッド車 50%軽減 25%軽減			
			75%軽減	75%軽減			圣減	
	三輪		3,900円	1,000円	2,000円 3,00		3,000	円
	乗用	自家用	10,800円	2,700円	平成32年度燃費基準+	5,400円	平成32年度	8,100円
m#4N L	来 用 	営業用	6,900円	1,800円	20%達成車	3,500円	燃費基準 達成車	5,200円
四輪以上	貨物用	自家用	5,000円	1,300円	平成 27 年度 燃 費 基 準 + 35%達成車	2,500円	平成 27 年度 燃 費 基 準 + 15%達成車	3,800円
		営業用	3,800円	1,000円		1,900円		2,900円

※ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車 (★★★★) に限る。 ※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

ご注意ください!

軽自動車税は、毎年4月1日時点で軽自動車等を所有している人に課税されます。軽自動車等を、廃車、名義変更または住所変更したときは、必ず手続きをしてください。なお、年度途中で廃車または名義変更をされても、税の払い戻しはありません。

問合先

財務部税務室(☎84-5011)